

第6章 方法書についての岐阜県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解（更新案）

環境影響評価法第10条第1項に基づく環境の保全の見地からの岐阜県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表 6-1に示すとおりです。

表 6-1(1) 岐阜県知事意見と都市計画決定権者の見解

岐阜県知事意見（H22.2.19）	都市計画決定権者の見解（前回 H22.6.4 審議）	都市計画決定権者の見解（更新案）
<p>< 総括的事項 ></p> <p>1 当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、「環境影響評価法」第十一条（環境影響評価の項目等の選定）第一項及び「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 18 年 3 月 30 日国土交通省令第 20 号）第六条（環境影響評価の項目の選定）第 7 項及び第十二条（手法選定に当たっての留意事項）第 1 項三号に基づき、適切に対応します。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に関する事項については、準備書を作成するにあたり新たな事情は生じていないので、方法書のとおり実施しました。</p> <p>今後、同事項について、新たな事情が生じた時は、「環境影響評価法」第十一条（環境影響評価の項目等の選定）第一項及び「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 18 年 3 月 30 日国土交通省令第 20 号）第六条（環境影響評価の項目の選定）第 7 項及び第十二条（手法選定に当たっての留意事項）第 3 項に基づき、適切に対応します。</p>
<p>2 今後、道路ルート of 絞り込みや道路構造等の事業詳細が検討されるが、その検討過程（特に環境面から検討した事項）について、準備書で明らかにすること。</p>	<p>瑞浪恵那道路の事業計画の立案にあたって環境面で検討した事項については、準備書に記載します。</p>	<p>瑞浪恵那道路の事業計画の立案にあたって環境面で検討した事項については、準備書第 3 章第 3 節 8.6) 対象道路事業の経緯、7) 環境保全の方針に記載しました。</p>

表 6-1(2) 岐阜県知事意見と都市計画決定権者の見解

岐阜県知事意見 (H22.2.19)	都市計画決定権者の見解(前回 H22.6.4 審議)	都市計画決定権者の見解 (更新案)
<p>3 方法書に記載された環境項目の予測・評価に当たっては、今後決定される事業詳細(道路ルート、道路構造及び工事計画等)を踏まえて適切に実施すること。また、計画日交通量等の予測に使用される条件について、準備書で明らかにすること。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価については、「環境影響評価法」第十一条(環境影響評価の項目等の選定) 第一項及び「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 18 年 3 月 30 日国土交通省令第 20 号) 第六条(環境影響評価の項目の選定) 及び第七条(調査、予測及び評価の手法) に基づき、適切に実施します。</p> <p>また、計画日交通量等の予測に使用される条件については、準備書に記載します。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価については、「環境影響評価法」第十一条(環境影響評価の項目等の選定) 第一項及び「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 18 年 3 月 30 日国土交通省令第 20 号) 第六条(環境影響評価の項目の選定) 及び第七条(調査、予測及び評価の手法) に基づき、<u>事業詳細を踏まえて実施しました。(第 3 章第 3 節対象道路事業の内容参照)</u></p>
<p>4 現地調査の具体的な調査時期及び調査地点については、当該時期・地点を選定した理由を含めて準備書で明らかにすること。また、予測の手法として、随所に「類似事例の引用」との記載があるが、類似事例の内容及び当該事例と本事業が類似していると判断した理由を準備書で明らかにすること。</p>	<p>当該事業の環境影響評価を実施するにあたっては、事業特性や地域特性を勘案の上、予測及び評価の対象となる環境要素の状況を的確に把握できる調査手法や調査地点を選定します。なお、現地調査時期や調査地点について、準備書に記載します。</p> <p>また、類似事例を引用する場合には、その旨を準備書に記載します。</p>	<p>当該事業の環境影響評価を実施するにあたっては、事業特性や地域特性を勘案の上、予測及び評価の対象となる環境要素の状況を的確に把握できる調査手法や調査地点を選定<u>していません。</u>なお、現地調査時期や調査地点について、準備書に記載しました。<u>(第 8 章各節調査の手法参照)</u></p> <p><u>また、当該事業の環境影響評価を実施するにあたり、個別の類似事例を引用し、予測したものではありません。</u></p>

表 6-1(3) 岐阜県知事意見と都市計画決定権者の見解

岐阜県知事意見 (H22.2.19)	都市計画決定権者の見解(前回 H22.6.4 審議)	都市計画決定権者の見解 (更新案)
<p>5 温室効果ガスについては、あらゆる活動に対して排出削減が求められており、特に環境影響評価法の対象となる大規模事業にあつては、温室効果ガス排出量の一層の削減や地球温暖化防止に必要な措置が検討されることが望ましい。こうした観点を踏まえて、本事業においても、道路建設時及び道路供用時の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量に関する定量的な予測・評価の実施について検討すること。</p>	<p>温室効果ガスの代表例である二酸化炭素 (CO₂) については、大気汚染に係る環境基準に設定されていません。 二酸化炭素は、道路沿道だけでなく広域で評価すべき物質であり、単独の道路事業の評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としておりません。</p>	<p>温室効果ガスの代表例である二酸化炭素 (CO₂) については、大気汚染に係る環境基準に設定されていません。 二酸化炭素は、道路沿道だけでなく広域で評価すべき物質であり、単独の道路事業の評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としておりません。 <u>事業実施段階における一般的な配慮事項については準備書に記載しています。(第3章第3節8.7) 環境保全の方針参照)</u></p>
<p>< 個別的事項 > 【大気質、騒音、振動】 6 工事实施時及び供用時における調査・予測地点については、以下の区域等を考慮して選定すること。 ・ 環境の保全に特に配慮が必要な施設周辺や将来的に住宅等の建設が見込まれる区域 (以下、「保全対象施設等」という。) ・ 複合的な影響が考えられる対象道路と既存道路が並行又は交差する地点 ・ 現状で、騒音に係る環境基準、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度 (要請限度) を超過している地点</p>	<p>大気質や騒音、振動の調査、予測地点については、考慮事項を勘案のうえ、適切に選定します。</p>	<p>大気質や騒音、振動の調査、予測地点については、考慮事項を勘案のうえ、適切に選定しました。(第8章第1～3節調査地点及び予測地点参照)</p>

表 6-1(4) 岐阜県知事意見と都市計画決定権者の見解

岐阜県知事意見 (H22.2.19)	都市計画決定権者の見解(前回 H22.6.4 審議)	都市計画決定権者の見解 (更新案)
<p>7 工事实施時及び供用時における騒音の予測については、以下に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路と保全対象施設等との位置関係を勘案し、保全対象施設等に影響を及ぼす適当な高さにおいて予測を行うこと。 橋梁・高架工事においては工事敷地境界のより高い位置で騒音が大きくなることから、ユニットと保全対象施設等との位置関係を勘案し、適当な高さにおいて予測を行うこと。 	<p>騒音の予測にあたっては、留意事項を勘案のうえ、適切に予測します。</p>	<p>騒音の予測にあたっては、留意事項を勘案のうえ、適切に予測しました。(第 8 章第 2 節 1.~3. 2) (1) <u>予測の手法参照</u>)</p>
<p>【水環境 (水質)】</p> <p>8 工事の実施に伴う水の濁りの影響については、工事施工ヤード、工事用道路、切土工等の規模や施工計画を可能な限り具体的に示し、各工種の濁水対策を明確にしたうえで予測・評価を行うこと。また、予測・評価に当たっては、「道路及び鉄道建設事業における河川の濁り等に関する環境影響評価ガイドライン (平成 21 年 3 月、環境省)」等を参考にすること。</p>	<p>切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る水の濁りについては、切土工等、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置を行う概ねの位置や工事計画の概要をもとに、「国土技術政策研究所資料 第 534 号」(平成 21 年 6 月 国土交通省国土技術政策総合研究所)に基づき、適切に予測及び評価を行います。</p>	<p>切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る水の濁りについては、切土工等、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置を行う概ねの位置や工事計画の概要 (第 3 章第 3 節 図 3.3.2 対象道路事業実施区域の位置及び同節 8. その他の事業の内容に関する事項 1) 道路構造の種類、4) 工事施工ヤード、工事用道路、5) 対象道路事業の工事計画の概要) をもとに、「国土技術政策研究所資料 第 534 号」(平成 21 年 6 月 国土交通省国土技術政策総合研究所)に基づき、適切に予測及び評価を行いました。</p>
<p>【地形及び地質】</p> <p>9 事業実施区域内の広範囲で、瑞浪化石が産出する可能性があるため、今後決定される事業詳細 (道路ルート、道路構造及び工事計画等) を踏まえて、土地の改変範囲とその程度を把握したうえで瑞浪化石への影響について予測・評価を行うこと。</p>	<p>既存文献等によれば、対象道路事業実施区域内に瑞浪化石産地が存在することから、事業詳細 (道路構造、工事計画等) を踏まえ、土地の改変範囲とその程度を調査し、予測及び評価を行います。</p>	<p>既存文献等によれば、対象道路事業実施区域内に瑞浪化石産地が存在することから、事業詳細 (道路構造、工事計画等) を踏まえ、土地の改変範囲とその程度を調査し、予測及び評価を行いました。(第 8 章第 6 節地形及び地質参照)</p>

表 6-1(5) 岐阜県知事意見と都市計画決定権者の見解

岐阜県知事意見 (H22.2.19)	都市計画決定権者の見解(前回 H22.6.4 審議)	都市計画決定権者の見解 (更新案)
<p>【動物、植物、生態系】</p> <p>1 0 事業実施区域及びその周辺部には里山が広く分布しているが、事業の実施に伴う環境変化により、その機能が失われる等の影響が考えられる。今後、道路ルート等の事業詳細を検討する際には、里山環境への影響を予測し、可能な限り回避、低減できるよう配慮すること。</p> <p>また、こうした観点を踏まえて、動物、植物及び生態系の調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業計画の立案にあたっては、自然環境に配慮し、事業に係る自然環境への影響を可能な限り回避し低減することに努めます。</p> <p>なお、動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価を行い、専門家等の意見を踏まえ、必要な環境保全措置の検討を行います。</p>	<p>事業計画の立案にあたっては、自然環境に配慮し、事業に係る自然環境への影響を可能な限り回避し低減することに努めました。</p> <p>なお、動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価を行い、専門家等の意見を踏まえ、必要な環境保全措置の検討を行いました。(第8章第8～10節参照)</p>
<p>1 1 生態系については、対象地域における動植物その他の自然環境に係る概況調査の結果を踏まえて、上位性、典型性、特殊性の観点から複数の動植物種及び生物群集を抽出し、これらの生態、他の動植物との関係、生育・生息環境を効率的かつ効果的に把握できるよう配慮すること。</p> <p>また、調査に当たっては、抽出された種・群集の特性等を十分に考慮し、適切な調査期間や方法を設定すること。</p>	<p>動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価にあたっては、専門家等の意見を踏まえ、「国土技術政策総合研究所及び土木研究所資料」に基づき設定します。</p>	<p>動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価にあたっては、専門家等の意見を踏まえ、「国土技術政策総合研究所及び土木研究所資料」に基づき設定しました。(第8章第8～10節参照)</p>
<p>1 2 現地調査に当たっては、生息・生育の可能性のある重要種に重点を置き、各種の生態・生育環境を踏まえて、種ごとに調査時期、場所及び方法を適切に選択して実施すること。</p>	<p>動物及び植物の現地調査にあたっては、事業特性や地域特性を勘案の上、専門家等の意見を踏まえ、「国土技術政策総合研究所及び土木研究所資料」に基づき、選択して実施します。</p>	<p>動物及び植物の現地調査にあたっては、事業特性や地域特性を勘案の上、専門家等の意見を踏まえ、「国土技術政策総合研究所及び土木研究所資料」に基づき、種ごとに調査時期、場所及び方法を選択して実施しました。(第8章第8～9節参照)</p>

表 6-1(6) 岐阜県知事意見と都市計画決定権者の見解

岐阜県知事意見 (H22.2.19)	都市計画決定権者の見解(前回 H22.6.4 審議)	都市計画決定権者の見解 (更新案)
<p>1 3 鳥類については、以下に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猛禽類等の行動圏が特に広い重要種については、必要に応じて調査地域を拡大して現地調査を実施すること。 ・ 現地調査で猛禽類が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方 - 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて - (平成8年8月環境庁)」を参考として、調査期間を2営業期を含む1.5年以上に延長するとともに、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら、事業実施による影響を予測・評価すること。 ・ 調査方法としてラインセンサス法を採用し、環境別に密度を算出するなど客観的なデータ整理に努めること。 	<p>方法書に記載のとおり、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ調査範囲を専門家等の意見を伺い適宜拡大します。</p> <p>現地調査により、猛禽類等の生息が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえ、「猛禽類保護の進め方」(平成8年8月 環境庁)を参考として、調査期間を2営業期を含む1.5年以上の調査した結果に基づき、予測・評価を行います。</p> <p>方法書に記載のとおり、鳥類の調査手法の一つとしてラインセンサス法を採用し、出現する鳥類の種名や個体数の把握に努めます。</p>	<p>方法書に記載のとおり、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ調査範囲を専門家等の意見を伺い適宜拡大しました。</p> <p>現地調査により、猛禽類等の生息が確認されたので、専門家等の意見を踏まえ、「猛禽類保護の進め方」(平成8年8月 環境庁)を参考に、調査期間を2営業期を含む1.5年以上の調査した結果に基づき、予測・評価を行いました。</p> <p>方法書に記載のとおり、鳥類の調査手法の一つとしてラインセンサス法を採用し、出現する鳥類の種名や個体数の把握に努めました。(第8章第8節1.1)調査参照)</p>
<p>1 4 夜行性の動物を的確に把握するため、必要に応じて夜間調査の実施を検討すること。</p>	<p>動物の現地調査にあたっては、事業特性や地域特性を勘案の上、専門家等の意見を踏まえ、「国土技術政策総合研究所及び土木研究所資料」に基づき、適切に実施します。</p>	<p>動物の現地調査にあたっては、事業特性や地域特性を勘案の上、専門家等の意見を踏まえ、「国土技術政策総合研究所及び土木研究所資料」に基づき、コウモリ類調査、ネコギギの夜間潜水調査等、夜行性の動物を把握するための夜間調査を実施しました。(第8章第8節1.1)調査参照)</p>
<p>1 5 1～14の措置等について、準備書に記載すること。</p>	<p>1～14の措置等については、検討結果に基づき、結果を準備書に記載します。</p>	<p>1～14の措置等については、検討結果に基づき、結果を準備書に記載しました。</p>